

令和5年6月19日

### 職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので、南砺市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

#### 記

1 被処分者	南砺市地域包括医療ケア部 女性
2 処分内容	戒告
3 事案の概要	<p>被処分者は、部下への指導において人格を否定する発言や執拗な非難が複数回あったことが確認された。このことは、職務に対する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であり、部下の人格や尊厳を害するパワー・ハラスメントに該当するものである。</p> <p>こうした行為は、法令を遵守すべき全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行であるとともに、本市の信用を著しく失墜させる行為である。</p> <p>よって、本件は、地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分を行うものである。</p>
4 処分年月日	令和5年6月19日

#### ○管理監督責任

1 被処分者	(事案発生時)南砺市地域包括医療ケア部 部長級
	(事案発生時)南砺市地域包括医療ケア部 課長級 2名
	(事案発生時)南砺市地域包括医療ケア部 主幹級
2 処分内容	文書訓告
3 事案の概要	管理監督職として職場環境を改善しないまま、職場の構成員として良好な勤務環境の確保を怠った管理監督責任
4 処分年月日	令和5年6月19日

## 職員の懲戒処分に伴う市長コメント

本日、6月19日付けで、職員のパワー・ハラスメントに対する懲戒処分を行い、あわせて管理監督責任を問い、当時の南砺市地域包括医療ケア部部長級含む4名の管理監督職を「文書訓告」としたところでございます。

市民の先頭に立ちハラスメントに対する認識をもって行動すべき市職員がこのような信用失墜行為を起こしたことは遺憾であり、今後は、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて綱紀の粛正と法令順守の意識を徹底し、良好な職場環境の確保と市民サービスの向上に努め、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んで参ります。

令和5年6月19日

南砺市長 田 中 幹 夫